

「千葉市特区民泊施設の環境整備促進事業補助金」の交付を開始します。
～地域経済の活性化、グリーンエリアの観光振興の推進に向けての取組み第一弾！～

千葉市では、国家戦略特別区域法に基づく区域計画の認定を受け、12月21日に「千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」を施行しました。

本市における特区民泊施設の認定促進を図るため、受入環境整備の取り組みに対する支援として、下記補助金の交付申請の受付を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・概要

市内陸部の豊かな自然を有効に活用した滞在型余暇活動の提供を促進し、市内滞在時間の増加による地域経済活動の活性化及びグリーンエリアの観光振興推進を図るため、若葉区及び緑区の一部の地域で特区民泊を導入します。

特区民泊の導入にあわせ、市内の特区民泊施設における受入環境整備の取組を支援することにより、旅行者の利便性の向上、並びに受入対応の強化を図ることを目的とした千葉市特区民泊施設の環境整備促進事業補助金の交付を開始します。

2 事業名称

「千葉市特区民泊施設の環境整備促進事業補助金」事業

3 補助対象事業者

以下のいずれかに該当する個人・団体で「4 補助対象事業の（1）～（11）」を自らの費用負担で実施する者

- （1）市内の特区民泊施設における特定認定を受けた事業者
- （2）市内の特区民泊施設における特定認定を受けようとする事業者

4 補助対象事業

自然豊かな観光資源の有効活用、滞在型余暇活動の提供促進、市内滞在時間の増加による地域経済の活性化を目的とし、市内の特区民泊施設における以下の（1）～（11）の受入環境整備の取組を支援します。

- （1）施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- （2）パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
- （3）居室内のWi-Fi整備
- （4）消防設備の整備（自動火災報知設備、誘導灯、スプリンクラー設備の整備等）
- （5）衛生設備の整備（塩素滅菌器の整備）
- （6）千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第3条における補助対象地域で、要綱第4条における補助対象者に該当しない合併処理浄化槽の設置

- （7）空調設備
- （8）都市計画法等の設計図書作成経費
- （9）特区民泊宿泊に供する備品（取得価格2万円以上）
- （10）特区民泊施設滞在者が利用するための自転車
- （11）その他、市長が受入対応の強化のために必要と認める事業

5 補助限度額

補助対象経費の2分の1以内で、1事業者に対する補助金の上限は30万円

6 申請期間

平成29年12月26日（火）～平成30年1月26日（金）

7 申請方法

(1) 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所 観光プロモーション課

(2) FAX 245-5669

(3) 電子メール promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

(4) 持参 観光プロモーション課へ直接提出

※申請書類等は、市ホームページに掲載

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/index.html>

8 審査方法

書類及び面接審査

9 その他

(1) 詳細は、別添「千葉市特区民泊施設の環境整備促進事業補助金のご案内」等参照。

(2) 【国家戦略特区に関すること】は、

総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課 電話245-5375 内線3239

【千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例に関すること】は、

保健福祉局健康部生活衛生課 電話245-5212 内線6080

にお問い合わせください。